

(2) 広域連合

(令和2年4月1日現在)

名称 (コード番号)	設置年月日	構成団体名	共同処理する事務	(郵便番号) 事務所の位置 電話番号
愛媛県後期高齢者医療 広域連合 (389129)	平成19. 2.19	県下全市町 (20市町)	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務 (1) 被保険者の資格の管理 (2) 医療給付 (3) 保険料の賦課 (4) 保健事業 (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務	(799-2430) 松山市北条辻6 松山市役所北条支所内 (089) 911-7733

(3) 協議会

(令和2年4月1日現在)

名称	設置年月日	構成団体										共同処理する事務
		宇和島市	松野町	鬼北町	愛南町	八幡浜市	西予市	伊方町	南予水道企業団	津島水道企業団		
南予地方水道水質検査協議会	S60. 3. 1	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	水道法に定められた水質検査のほか、原水及び浄水工程の水質試験、水道水質に係る調査研究
新居浜・西条地区広域行政圏協議会	H20. 4. 1	○	◎									広域行政圏計画に関すること 病院群輪番制病院運営費補助事業等に係る事務に関すること

※二重丸は事務局のある市町を示す。